長期収載品の選定療養について

令和6年10月より、長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品の一部)を患者さんの希望で使用する場合、選定療養費として自己負担が発生します。

◆負担金額

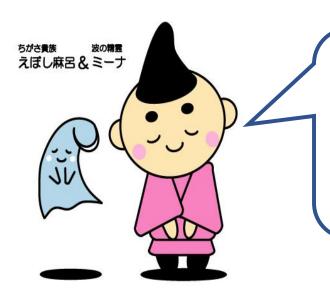
先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金 として医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

特別の料金は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

◆対象外となる場合

医師が先発医薬品を医療上の必要があると判断した場合 後発医薬品の提供が困難な場合



後発医薬品は、先発医薬品と 有効成分が同じで、同じように 使っていただけるお薬です。 この機会に、後発医薬品の積極的 な利用をお願いいたします。